

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の開放に関する決定
根拠法令等及び条項		栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の開放に関する規則第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市教育委員会における栃木県立学校施設の開放に関する規則第6条第1項、第2項及び第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年11月30日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市教育委員会における栃木県立学校施設の開放に関する規則抜粋 (利用資格)</p> <p>第6条 開放施設を利用することができるものは、おおむね10人以上の構成員を有し、かつ、成人の責任者を置く団体とする。</p> <p>2 開放施設を利用しようとする団体は、教育委員会に登録をしなければならない。 (利用の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>	